

# 健康保険証は2024年12月2日以降 新たな発行は行いません

現行の健康保険証は、**2024年12月2日以降新たな発行は行いません。（再交付も同様）**  
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに移行します。ただし、移行後も、**お手元の健康保険証は、2025年12月1日までは使用できます。**

＜マイナ保険証利用のメリット＞



**データに基づく  
より良い医療が受けられる**

薬剤情報等の提供に同意をすると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。



**手続きなしで高額療養費の  
限度額を超える支払いが  
免除される**

マイナンバーカードで資格確認をおこなうため、紙の認定証の持参なし＆手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

ほかにもさまざまなメリットがあります。マイナ保険証等についての詳細は下記厚生労働省のHPをご覧ください。

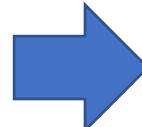
マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について）

厚生労働省 ([mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp))

# マイナ保険証をお持ちでなくても資格確認書により今まで通り医療にかかります

2024年12月以降に新規で扶養認定をされた方は、現行の保険証が発行されませんのでマイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証をお持ちでない方は申請により資格確認書を発行しますので今まで通りの異動届、現況届と合わせて交付申請書の提出をお願いします。

健康保険 資格確認書・高齢受給者証 (再)交付申請書				
提出日 令和 年 月 日				
社員№ <input type="text"/>				
被保険者等	記号	番号		被保険者氏名
				生年月日
現住所	〒			
会社名	交付申請書の提出			
対象者の 氏名・種類・ 申請理由	(再)交付する該 高齢受給者証の再交付をさせたい場合は、「高齢」の欄に「高齢」を記入して下さい。理由は「記理由欄」に記入して番号を記入して下さい。再交付が不要な場合(喪失者、削除者など)は再交付不要欄に「記入」をして下さい。			
	氏名	再交付種類	理由	再交付不要(滅失届)
	被保険者	同上	<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢
	被扶養者①		<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢
	被扶養者②		<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢
	被扶養者③		<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢
	被扶養者④		<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 高齢
	※該当する項目の番号を上記の理由欄にご記入ください。			
再交付を申請する理由	<ol style="list-style-type: none"><li>マイナバーカードを紛失したため</li><li>マイナバーカードの更新手続き中のため</li><li>マイナバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため</li><li>マイナバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため</li><li>マイナバーカードを作っていないため</li><li>マイナバーカードを返納したため</li><li>マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため</li><li>資格確認書を滅失・き損したため</li></ol>			
誓約書	資格確認書(高齢受給者証)を滅失しましたので届け出します。 今度はこのようなことがないように充分注意するとともに資格確認書(高齢受給者証)に 関わるトラブルが発生した場合は一切の責任を私が負うことを誓います。 尚、後日資格確認書を奉呈した際は、直ちに返納いたします。			
(再交付理由)				



健康保険資格確認書			
本人(被保険者)			
年 月 日交付			
記号	番号	(枝番)	
氏名			
資格確認書(はがき型)発行			
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合及び発効年月日	割	年 月 日	
限度額区分		年 月 日	
発効年月日		年 月 日	
長期入院該当		年 月 日	
特定疾患区分		年 月 日	
発効年月日		年 月 日	
有効期限			
保険者番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
保険者名称	<input type="checkbox"/> 印		
保険者所在地			

※保険証廃止の運用に伴って申請書の改定も行います。2024年12月2日以降は新しい申請書にて申請をお願いします。

# (参考1)マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせについて

制度改正後の保険証等の比較です。

名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証	カード型 (プラスチック)	①カードの取得手続き (自治体に交付申請) ②カード取得後、 健康保険の利用登録	保険資格の「 <u>証明</u> 」	医療機関受付のカードリーダーで 読み取り
資格確認書	はがき型 (厚紙)	加入時や必要時に事業主 経由でイビデン健保へ申請 ※健康保険証が有効な加入者でマイナ保険証をお持ち でない方は自動交付 (2025年11月予定)	保険資格の「 <u>証明</u> 」 ※最長5年	医療機関受付で提示
資格情報のお知らせ	カード型 (紙)	・資格取得時に自動送付 (2024.12.2以降) ・8/19時点の既加入者には 2024年9月送付済み ・8/20~12/1加入者は12 月中に送付予定	・資格情報の確認 ・保険資格の「 <u>提示</u> 」 ※「 <u>証明</u> 」にはならない	マイナンバーカードと一緒に医療 機関受付で提示 (資格情報のお知らせのみでは 受診不可)

## (参考2)マイナ保険証・健康保険証・資格確認書について

制度改正後のスケジュールです。

受診方法	有効期限等	令和6年12月1日まで	令和6年12月2日～令和7年12月1日	令和7年12月2日以降
マイナ保険証	マイナンバーカード有効期限と電子証明書の有効期限があり、それぞれ更新が必要です。		マイナンバーカードに健康保険証の利用登録することで利用可能になります。 マイナ保険証利用不可である一部の医療機関では、マイナ保険証に「 <u>資格情報のお知らせ</u> ※」を併せて提示することで利用可能になります。	
健康保険証	【現行の保険証】 令和7年12月1日まで有効 (令和6年12月2日以降は交付廃止)	現行の健康保険証の交付は令和6年12月1日までとなります。	令和6年12月2日以降は <b>交付廃止</b> となります。 交付済の健康保険証は経過措置により令和7年12月1日まで利用可能(1年間有効)ですが、令和7年12月2日以降は無効となります。	
資格確認書	申請理由により、有効期限が違います。 最長5年		令和6年12月2日以降、マイナ保険証を有していない加入者へ交付します。現在の健康保険証を交付しており、かつ、マイナ保険証を有していない方には、令和7年12月2日までに、一斉に自動交付いたします。	

※【資格情報のお知らせの交付スケジュール】

- ①第1回目発送：令和6年9月中旬発送済み
- ②第1回目発送の対象とならなかった人（第1回目抽出日以降の加入者）：令和6年12月中（予定）
- ③令和6年12月2日以降に加入の届出、資格情報に変更届を受け付けた方：手続き完了後に随時発送

## (参考4)その他の証について

受診方法	a高齢受給者証			b 限度額適用認定証			c 限度額適用認定証 (非課税者)			d 特定疾病療養受療証		
	申請	交付	提示	申請	交付	提示	申請	交付	提示	申請	交付	提示
マイナ保険証	不要	なし	不要	不要	なし	不要	必要	なし	不要	必要	なし	不要
資格確認書	不要	あり	必要	必要	あり	必要	必要	あり	必要	必要	あり	必要

※医療機関における上記その他の証a～dの情報確認について

- ・マイナ保険証を利用する場合は、提示をしなくても医療機関で確認できます。但し、c、dにつきましては、事前に健保組合に申請することにより情報が反映されます。
- ・資格確認書を利用する場合は、資格確認書に併せて各証を提示しなければ、医療機関で確認ができません。また、b、c、dの交付については申請が必要です。

## (参考5)従来の保険証の経過的取り扱いについて

	マイナ保険証	従来の保険証				
		使用	使用	新規発行	退職時等の返却	自己廃棄
2024.12.1まで	可	可	可	必要（従来通り）	不可（従来通り）	
2024.12.2～2025.12.1	可	可	不可	必要（従来通り）	不可（従来通り）	
2025.12.2以降	可	不可	不可	不要	可	

※2025年12月1日までは保険証が有効なため資格喪失時（退職時、扶養削除時）は従来通り返却が必要です。